

平成19年第1回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成19年1月17日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 瑞穂市給食センター建築工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第2号 瑞穂市立別府保育所改築・市道3-3-138号線（バリアフリー）整備工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	浅野楔雄
5番	小川勝範	6番	藤橋礼治
7番	熊谷祐子	8番	堀孝正
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	関谷巖
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松尾治幸

教 育 次 長 福 野 正

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊 田 正 利	書	記	広 瀬 照 泰
書	記	古 田 啓 之		

開会及び開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより平成19年第1回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（藤橋礼治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号7番 熊谷祐子君と8番 堀孝正君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（藤橋礼治君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日だけの1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日だけの1日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

2件報告します。

まず1件目は、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により受けております。検査は平成18年11月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は12月25日、ほづみ幼稚園を対象に実施され、財務に関する事務はおおむね適正に執行されていると認められるものの、物品の購入に当たり、履行期限が守られていない契約が見受けられたため、改善措置を検討することが望ましいとの報告でした。

以上、報告した2件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号及び議案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第1号瑞穂市給食センター建築工事請負契約の締結について、日程第5、議案第2号瑞穂市立別府保育所改築・市道3-3-138号線（バリアフリー）整備工事請負契約の締結についてを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 平成19年第1回瑞穂市議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には出席を賜り、まことにありがとうございます。

今議会に提出し、御審議をお願いいたします案件は、工事請負契約の締結についての2件であります。

以下、各議案について内容を説明させていただきます。

議案第1号瑞穂市給食センター建築工事請負契約の締結については、穂積共同調理場の老朽化が著しいため、巢南共同調理場と統合して、新しく給食センターを建築する工事を1月10日、14社による指名競争入札を行いました。その結果、株式会社土屋組 岐阜支店が最も安価な価格で落札しましたので、同社と9億8,700万円にて工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号瑞穂市立別府保育所改築・市道3-3-138号線（バリアフリー）整備工事請負契約の締結については、別府保育所の老朽化が著しいための改築工事及び県道23号線を横断する地下道西側部分のバリアフリー化改修工事について、1月10日、15社による指名競争入札を行いました。その結果、株式会社宇佐美組が最も安価な価格で落札しましたので、同者と7億9,590万円にて工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案の概要を説明いたしました。よろしく御審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時18分

再開 午後1時31分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいまの一括議題となっております議案第1号と議案第2号は、会議

規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの一括議題となっております議案第1号と議案第2号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第1号瑞穂市給食センター建築工事請負契約の締結についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。

私は、議案第1号瑞穂市給食センター建築工事請負契約の締結について質疑をいたします。

今回の議案につきまして、執行部が議案を提出するに当たりどのような説明がなされるか、具体的にはどのような資料がつけられるかということ、12日に行われました議会運営委員会で質問いたしました。こちらから要望があれば出すという返事でした。そこで幾つか要望をいたしました。非常によくわからないやりとりがありました。その中の件について質問いたします。

まず、こういう資料を出しますということが明言されたのは、入札執行一覧表です。今回、入札が11月24日と1月10日に行われたわけですので、2回分の入札執行一覧表、簡単にしましたものは入札結果表になりますが、この2回分を、議案が2件ありますので全部で4枚になるわけですが、まとめて言うと11月24日分と1月10日分です。それぞれ出していきたいということを申し上げましたら、1回目については出せないということ、松野市長がお答えになりました。その理由として、継続している事業であるので、1回目の入札結果表を出して、それが本会議で否決されるようなことになると困るので出せないと、こういう回答でした。

であるならば、1月10日の入札結果についても継続している事業と言えるのではないのでしょうか。議運での私の発言は、たびたびほかの3議員の同時発言によって途中で遮られ、思うように発言できませんでした。抗議したときだけ、はいどうぞということで発言できる状態でした。ですので、ここで1月12日の議運の疑問点を質疑させていただきますが、まず最初に、今申し上げましたが、第1回目の11月24日の入札結果表が出せないと。これの理由を継続中の事業であるので出せないとされたわけですが、繰り返しますが1月10日の入札結果についても継続しているということが言えるわけですから、1月10日だけ出すというのがいまだにわかりません。どういう御説明をいただけますでしょうか。

以下、議席で質疑させていただきます。

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君に申し上げますが、ただいまの発言は議案に対する発言では

ございませんので……。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） それではもう一度、再度質問してください。

7番（熊谷祐子君） 言い足りなかったかもしれませんが、本日、臨時議会が開かれまして、議案の説明の後、全協が開かれ勉強会になったわけですが、そこでも事前に私が本議案に関して必要な資料を請求したにもかかわらず、執行部から本日の勉強会で先に出されるということではありませんでした。私から要求して初めて出されるということでした。関係がないと言われてますが、両方合わせて約18億円の議案です。その議案の審議をするに当たって、執行部はやっぱり説明責任というものがあるわけですから、その経過として説明責任を執行部がどのように果たすかということは、私は質疑できると思います。以上の理由で答弁を求めます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 資料についての御質問ですけれども、私どもは提出しております議案について、関連のある資料はお出ししているということです。そしてまた質疑の過程の中において、お尋ねになったことを説明するために必要なものは補足して出していくということでやっておりますので、私はそれなりに資料は出していると思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） その説明は受けましたが、提出した議案についての資料だけ出すということで、1月10日分の入札結果表だけ出すという説明も受けておりますが、11月24日が不調に終わって1月10日に開かれたわけですので、本議案の審議をするに当たって11月24日と比べる必要があるということから、本議案に11月24日分も関係あるものと考えますが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） ですから、私は質疑で前の経緯のことまでどういう状況になっているかというお尋ねがありましたので、その資料はその時点でお出ししています。ですから、それでいいんじゃないでしょうか。その辺は私はそれぞれの見解だと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） であれば、最初の資料要求をしたときにも出しませんということはおかしいと思うんです。

そのときの答えはこういう答えでした。私が1回目の入札が不調に終わり2回目をしたわけなので、1回目の入札結果も出すべきではないか。1回目のを出したら否決される可能性があっても出せないんですかというようなことを聞きましたら、それは出しません、情報公開請求さ

れても出しません。1回目の入札は終わっていても事業は続いているので1回目は出せませんとはっきりおっしゃいました。なおその後、議運と本日の間に資料請求をし、さらにきょうの勉強会の冒頭にさらに要求をして出していただけたわけですね。であれば、初めから質疑の中で出しますとか、そういうふうに答えられてもよかったと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） いろんな一連の作業を継続して、まだ決着していません。今継続中の事業ですから、それに関連した資料は出せるものと出せないものがあるということは御理解いただけたと思います。そういう意味で、その過程の資料をただ漠然と御要求になっても出せないということを申し上げているわけですし、私はその点については、当然出すべき性格のものではないと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 今のやりとりからわかりましたことは、出せないと言ったり、質疑があったら出します、出しましたとおっしゃったり、そして今の最終答弁は依然継続しているものであれば出せないと言ったり、それから漠然と私は請求したわけではありませぬので、11月24日分の入札結果表も欲しいとはっきり、漠然とではなく資料名も言っているわけで、結果的には出たわけですので、今の本会議場の市長の御答弁も、最終的には出していただけたにもかかわらず、継続している事業のは出せませぬというのは、聞いている人も「はて」というふうにわからなくなる答弁でしたが、以上のように、非常に資料の提出について一貫性がなかったと言えると思います。

いま1点お聞きしたいのですが、本臨時議会についての話し合いは1月12日の議運から始まったと言えますが、そのときに休憩時間がとられまして、松野市長がこのようにおっしゃいました。「熊谷議員、そんなに見たかったら閲覧すればいいじゃないですか。ただし、見られる数字と見られない数字がありますが」というふうに言われました。それで議運が終わりましてから、当然閲覧をしたわけですね。コピーまでいただけるわけですね。ということは、閲覧というのは市民もできるわけですね。閲覧許可を出されているのは、どなたの名において閲覧許可というのは出ているわけでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、市長の命を受けて私どもが責任を持って閲覧をしていただいておりますということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 閲覧許可は当然瑞穂市長の許可で、閲覧ですから市民に出されているわけですね。そして、この議案の提出者というのも瑞穂市長 松野幸信氏だと思います。そして、再三の資料請求に従って、本日、議案審査に際し、ようやく1回目も出されたわけですね、11月24日分も。これもすべて松野市長名で出されているわけですね。そうすると、一般市民が閲覧できるものを、そしてわざわざとても御親切に閲覧してきたいかがですかとっていただけような資料を、今の本会議場でも継続審査中なので出せませんとさっき明言なさいましたが、非常に矛盾したお答えの部分について、御説明ください。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、先ほども市長が答えられましたように、この議案に対して1月10日に入札を行いましたその結果について、一つの議案として提出させていただいておるといふことで、その1月10日の結果のことについて資料としてお出しさせていただいたといふことでございますので、その過程において御質問等その質疑の中で御要望があれば、そのほかの資料をお出しするといふことで進めさせていただいておるといふ状況でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） このやりとりを聞いている私以外の方もよくわかると思うんですが、つまり、11月24日分の入札結果表の資料提出について、情報公開請求されても出しませんといふふうに明言されたわけですし、ただいまの市長の御答弁でも、事業継続中のものは出しませんと一方でおっしゃって、一方で要望があれば出します、出しましたとおっしゃっているわけですね。この点につきまして同一の資料なわけですから、議案審議に関して800万、もう一つは5,000万ですか、両方で1億3,000万も安くなっているわけですから、審議するのに大変重要な書類であり、しかも出しました、出しますと一方でおっしゃって、繰り返しますが、一方では情報公開請求されても出しませんと言いながら、閲覧できますよといふふうにおっしゃっている。非常に私としては混乱いたしました、松野市長に答弁願います。この二つの非常に混乱した資料の出し方について御説明ください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今の話は、私はどの資料をどうだといふことで、ちょっとずれがあるんだと思っています。閲覧制度で出すことになっていきますものについては、議論する問題ではないわけですね、その制度そのもので出ていってしまいますから。そのほかにもいろいろと資料はあるわけですね。だから入札そのものにつきましても、正直申し上げまして、閲覧の中では伏せているものがあります。だからそういうものは私どもとしては出せないといふことで申し上げているので、その解釈のずれが今のような議論になっちゃったのかなと、こんなふう

私は感じております。基本的な考え方はぶれておらんつもりでおります。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 確かに解釈のずれがあったんだと思いますが、私は終始一貫、初めから11月24日分の入札結果表も出してほしいと言っておりますので、どの資料を出すとか、例えば予定価格を出してほしいとか、設計金額を出してほしいとかそういう言葉は、一切そういうような資料要求はしておりませんので、もし解釈にずれがあったとすれば、松野市長の方ではないかと思われませんが、私の方にずれがあったんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により、暫時休憩をします。

休憩 午後1時53分

再開 午後2時08分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） ちょっと途中で休憩が入ってしまいましたので、今、質疑がどこまで行って、この先どういうふうになるかということだけちょっと整理したいと思います。やりとりの中で、私が要求した資料と、執行部、松野市長がこういうことを要求されているんだなと思った資料との間に確かにずれがあったんだと思います。それは休憩前で合意できたと思いません。

どういうずれだったかということを経最後にきちんとさせたいというのが、私の質疑の意味です。といいますのは、私と、少なくとも私の会派は、広く言えば市政ですが、議案について限定すれば、議案について執行部の説明がしばしば足りないということを思っているわけです。責任説明が果たされていないと思っているわけです。これは12月議会でも堀議員が発言したと思いますが、差別用語を使ったということで、その本来の趣旨がどこかに行っちゃいましたけれども、それと結局同じことです。

話をもとに戻しますが、ずれがあったということです。繰り返しますが、私は終始一貫、11月24日の入札結果表を二つの議案について出してほしいということを申し上げていたわけです。休憩前のやりとりで、松野市長もそれは質疑の中で出すと、議運の中では情報公開請求されても出しませんというふうなことをおっしゃいましたが、その後今のやりとりで質疑があれば出します、そして実際に要望でさっき出されたわけですから、市長もそれは出してほしい資料だったというところまで話は進んだわけですから、確認しておきたいのは、ずれですね。私は終始一貫、11月24日の入札結果表だけしたわけですから、情報公開請求されても出せないとか、出せる資料と出せない資料があるというのは、松野市長の誤解だったのではないのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 入札につきまして、私どもは資料をそれなりに公開していますが、それは契約が完了したものについて出す一つの形がありますので、それが今の継続中の段階においてはやはり出せないということで申し上げております。ですから、今の入札経過という意味であれば、当然もう既に閲覧ができるわけですから、出して何ら支障がないわけですが、1件の工事が完了した後で出すのではちょっと違いますので、その辺で解釈のずれがあったと、こんなふうに思います。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 2回目の入札結果表は出されているわけですから、これはまだ事業としては継続しているにもかかわらず出されているわけですから、当然第1回目のは出してもいい資料だったということを確認したいと思いますが、よろしいですね。

あと一つ、誤解されまして、出せる資料と出せない資料があるというふうに言われてしまったわけですが、今言いましたように、私が要求した資料は出せる資料であったということは、その後の経過を見ればわかるわけですが、このときに出せる資料と出せない資料の資料名を教えてくださいと言いましたら、要求していただいたときに出すか出さないかを言いますと言われましたので、明らかに私は自分である資料名を言っているわけですから、私が言っていない資料について出せないというふうに思われたんだと思うんですよ。それは設計金額とか予定価格のことだったのでしょうか。私は一切その資料要求はしていませんが。以上、お聞きいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 当然、私どもは事業を展開していく過程の中で、最も重要な設計金額や予定価格というものは決着がつくまで出せませんし、また予定価格につきましては、それが済んだ後も出さない。結局それから後の入札に類推される危険性があるということで、基本的なルールを持っておるわけでございます。だからその辺の一つの判断だったと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） ということで、私が初めから要求した資料は出せる資料であったということです。情報公開請求されても出せませんというような資料ではなくて、松野市長の方が、これは設計金額とか予定価格のことを言っているのかなというふうに誤解なされたということで、解けましたので、以上で質疑を終わります。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ただいま改革の熊谷議員の方から、執行部の説明責任に関連をして入札経緯の質問があったわけですが、私はそれに関連して、まず第1点目には、11月24日の入札が不調に終わった後のこの1月10日までの経過、この点について、執行部の方ではどういうふうな方針を持って臨まれたのか、そしてその結果についてはどうであったのか、そのことをお聞きしておきたいと思います。

私は、この入札が不調に終わった後、総務部長にもお尋ねをしたかと思いますが、これから先どうなるんだということをお聞きしましたときには、たしか12月6日ぐらいまでに下位3社でもって給食センター及び別府保育所について、もう一度積算を見直してもらって再提出をしていただき、それを設計コンサルタントが検討をして、また具体的な方針を決めていくというふうなお話を承ったわけでございますけれども、そういう事実も含めて、11月24日から1月10日までの入札経過がどうであったのか、改めてお聞きしておきたいと思います。以下につきましては、自席から質問をさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

御指摘がございましたように、昨年11月24日でございますけれども、説明がございましたように指名業者13社をもって入札を執行いたしました。その結果、不調に終わったということで、私の方でどういう方針で行くかというようなことで検討をさせていただいた結果、地方自治法施行令第167条の2の第8号であったと思いますが、この規定に基づきまして最低価格者と随意契約を結びたいということで、11月29日であったと思いますが、最低の札を入れた業者を透明性を確保するという意味から3社を選定いたしまして、再度見積書を提出してくれということをお願いをいたしまして、12月6日に見積書の提出を求めました。その結果、これにつきましても不調ということで折り合いがつかなかったということで、その後、設計書の見直し、都市整備部長の方から御説明申し上げましたとおり、設計書の見直しを行いまして、改めて1月10日の入札に臨んだということでございます。その結果が、今お示しさせていただいているとおりでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、12月6日の見積書を下位3社ということは、給食センターにつきましては、土屋組と大日本土木、宇佐美組。そして別府保育所につきましては、土屋組と西濃建設、それから宇佐美組ということであろうかと思いますが、今、総務部長の答弁がありましたように、折り合いがつかなくて不調に終わったということでございますけれども、その具体的な内容について、さらに質問をさせていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） これは、見積書をいただいた時点では予定価格に達しなかったために、不調に終わったということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 具体的にお聞きしますけれども、不調に終わったその3社の具体的な金額はどういうことであったのでしょうか。そしてその結果が不調になったということですから、その具体的な数字を給食センター及び別府保育所についてそれぞれ明らかにしていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） それでは、具体的な内容について申し上げます。

まず、学校給食センターの件でございますけれども、株式会社土屋組岐阜支店の見積金額が9億7,000万円でございます。そして大日本土木が10億1,500万円でございます。そして株式会社宇佐美組が10億4,500万円でありました。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ただいま12月6日の不調の具体的な数字を、給食センターについて御答弁をいただきましたけれども、この数字を今見まして、1月10日の入札結果と見比べてみる、つまり11月24日の第2回目、そして今の12月6日、それから1月10日、この三つを並べて何が明らかになるかということをお見立てするわけですが、それは、この土屋組と大日本土木、宇佐美組の順位が変わらないということですね。いわゆる談合のときに一位不動の原則ということをおっしゃるけれども、この経過、指名競争入札、並びにそれが不調に終わった後のいわゆる下位3社の具体的な積算の見直しということをお見立てしても、1番、2番、3番というのが全く変わっていない、同一なんです。こういうことは第三者的に見たときに、談合という問題と切り離して考えることはできないというふうに思うんですね。というのはどうということかと言いますと、これは私が直接聞いた話ではございません。伝聞の又聞きでございますけれども、今、具体的にこれを調査するというところで検討をしておりますけれども、実は11月24日以前に、今回の入札については、給食センターについては土屋組、それから保育園については宇佐美組ということで決まっておったというふうな情報が私の耳にも届いております。私はその情報が入る前に、状況からして12月6日のおきの下位3社というものを、保育所と給食センターと並べてみたときに、これまた何が明らかになるかという観点から見たんですけれども、この3社の中に土屋組と宇佐美組が両方入っているんですね。そのことから、先を推測すると、これは宇佐美組とそれから土屋に落ちるなというふうに推測をさせていただいたんで

すね。その推測が事実として結果でありまして、そして先ほど申し上げましたように、11月24日の第2回目と、12月6日、1月10日を並べるとその順位も変わっていないで、一番低かった土屋組が落札をしたということなんですね。ですから、それをさらに推察すると、これはやはり談合が行われておったというふうに一般的にはみなされても仕方がないのではないかと。

もう少し具体的な話として言いますと、本田のある個人の家でそういう話し合いが持たれたとかということも言われております。言われておりますけれども、そのことについての裏づけは現実にとっているわけではありませんので、その言われていることについて、調査を進めていかなければならないと思っておりますけれども、そのことと全体の状況からして、これは非常に談合が行われておった可能性が高いのではないかとこのように思っておりますので、その点、今私が具体的に指摘をしたことから、その談合疑惑の問題について松野市長はどのように考えられるのか、御答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今、談合のうわさがあるんじゃないかというお話でございますけれども、私どもの手元にはその情報は一切入っておりませんので、私どもとしてはそういうことはなかったと信じております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 談合はなかったということで、調査を進めていきたいとだけ言っておきます。

続いて、先ほどの熊谷議員の質問の中で、松野市長は事業が継続しているものは出せないということで、予定価格の問題とか設計金額の問題を出されました。そこで、まず設計金額の問題からお聞きをしておきたいと思うのですが、合併以前の穂積町時代に、設計金額については別に出しても問題ではないんじゃないかということをお全員協議会の中で申し上げまして、それはそうだろうという設計金額については出していただけるというふうになった経緯があったと思っておりますが、その事実についてはいかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私の記憶ですけれども、完了したものについてはお出ししているというふうに思っています。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） その当時は完了したものではなくて、なぜ全協の中で私が市長に申し上げたかといいますと、例えば、今、私はここに情報公開裁判のときに私が書きました陳述書を持ってきております。これは私の入札制度の改善に係る部分について、そしてそれに対する

執行部の答弁を全部、基本的には網羅しております。その中で、平成11年の3月定例議会で、執行部の答弁がなされておりますので、ちょっと読んでみます。

入札執行に当たっては、予定価格の設定は首長が決定するのは既に御承知のとおりであり、また入札価格のつり上げ、漏えい防止のために、穂積町においては、予定価格は入札執行以前の1時間前に決定をしているのが現状である。その工事の積算に当たっては、公共事業積算基準及び建設物価単価表などにより、事業費を適正に担当課が算出し、設計金額を決定している。その発注・事業の予定価格の設定に当たっては、町長は積算時期と発注時期の経済情勢などによる物価の単価差などを考慮し、予定価格を設定し、入札事務を執行しているのが現状である。なお、入札参加業者においても、設計金額を算出される場合において、市場において市販されている積算基準、及び建設物価単価表などを用いて工事費を算出されていることが考えられるので、予定価格と落札価格が近似しても不思議なことではない。だから、予定価格と落札価格の比率が90%以上という数字をもって談合があったものとみなして指名を外すことは困難なことではないかと考える、こういう答弁をされておるんですね。

それで、そのときの全協の中ではこういう答弁を踏まえて、だとすれば、前であろうが後であろうが、設計金額なんていうものは、恐らくソフトの話もされたと思います。そういうものが出てくるから、ほとんど変わらないものをはじき出す。したがって、それを公表するということについて特段否定をする理由は見当たらないということで、いわゆる設計金額については出していただいた。

ただ、予定価格については、その後の経緯の中でも、事後公表については、裁判で私の方が勝ちましたけれども、その後は仮契約をして本契約にまだ至っていないから、議決をされた段階で予定価格については公表するというようなことを今議論してきておるわけですね。ただ私は、じゃあ仮契約をしたものの中で、本契約までにだめになった事例はあるのかないかどうなんだということも突っ込んでお聞きをしております。それはないというような答弁を当時いただいたかと思うんですけども、だとすれば別に仮契約の段階で予定価格を公表しても、入札が終わっているわけだから、事後公表として問題がないんじゃないかというふうに申し上げた経緯が今日までの状況だと思うわけです。ですから、そういう意味から設計金額の問題をお話しさせていただきましたので、もう一度、設計金額については別に今後の事業にとってマイナスになるとかという大きな要素にはならないんじゃないでしょうか。改めてお聞きをしておきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 設計金額は、実は土木と建築ではかなり違うものなんですね。それはどうということかと言いますと、建築の場合は特に基準単価表というものが全部の工事金額から設定されている部分が非常少ないんです。ですから、どちらかと言いますと、設計事務所やそれ

ぞれの業界とかいろんなところへ見積もり照会をしたり、いろんな形をしながら、それに事務所の意思、考え方、判断においていろいろと修正されて使われているというのが現実。ですから、特に建築の絡んでおります物件につきましては、設計金額というものはそれぞれによってかなりのずれがあるというのが現実でありますので、これは今のお話のような形で、土木の場合は非常にきれいに出来ますけれども、建築の場合はそのあたりの幅がかなりあるということも言えるわけであります。やはりそれぞれの工事の内容によりまして、支障がないんじゃないかと判断できるものもありますけれども、これはちょっと事前に出さない方がいいんじゃないかなというふうに考えざるを得ないものもあるというような形になっております。そのように思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 当時の答弁の内容とはちょっと違って来たというふうに思うんですけども、先ほど読みました答弁の中では、明らかに建設物価単価表という言葉を用いて建設物価について具体的な答弁をなさっておりますので、今、土木とは違うということを言われましても、この当時はこういう答弁をしておりましたよ、そして設計金額については出すことはやぶさかではないということで公表をさせていただいた。このことは恐らく古い議員さんは知ってみえると思います。私たちはそれを確認しておりますから。ですから、そういう意味からすると、やっぱり答弁の一貫性といいますか、ますます情報公開が進んでいくわけで、それと逆行するわけではありませんから、あらゆるものについては、住民が主人公であるという立場から住民に情報を公開するという基本的なスタンスの中で、今の設計金額についても当てはめをしていくというような基本的な姿勢が必要であろうかというふうに思っております。

時間もございませんので、設計金額の問題につきましては、これは公開していただきたいということを申し上げて、答弁をまた求めたいと思います。それが一つ。

それから、先ほどちょっと忘れたんですけども、談合情報は聞いておりませんのでということですが、私が先ほど申し上げましたのは11月24日の第2回目、それから12月6日の不調、それから1月10日、これで下位3社の土屋組、大日本土木、宇佐美組の順位が1、2、3全く一緒に並んでいるというふうなことも含めて、そして下位3社の中で宇佐美組と土屋組が両方に名前を上げているのがこの2社だけということを含めながら、談合の疑惑があるというふうに申し上げたわけですけども、情報があつたかなかつたかということはさておいて、そういう事実について市長はどうお考えになっているのか、見解をお聞きしておきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 前段のお話ですね、積算をするときに当然物価版、あるいは積算資料、あるいは県がいろいろと積算していく場合の単価表、そういうものが非常に重要な役割を果た

すわけでございます、それから計算式というようなものも重要な役割を果たすもので、今御指摘のように、積算価格というものは業者がはじきましても、私どもがはじいた数字もあまり大きな違いがないというところまで形ができ上がっているということは、はっきりと申し上げておりますし、その形で価格というものは今でも続いておるといふに私は思っております。ただ、今申し上げましたように、建築の中ではそういう単価表から拾い切れないものが非常に大きなウエートとしてあるんだということだけは一つ申し上げておきたいと思えます。

それから、この一連の入札、不調とかいろんな流れはありますけれども、その中で今おっしゃる一位不動の原則が働いているんじゃないかという御指摘なんですけれども、これにつきましても、私はそれぞれの事情があるかとは思いますが、私自身としてはここの中に談合の疑いがあるというような形での事実をつかむに至っておりませんので、これについてどうのこうのという判断は、避けたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） では、それとの関連でまた一つお聞きしておきますけれども、入札に際して、工事の内訳書はすべての業者からとっているのかどうなのか。この点についても改めて確認をしておきたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、それは聴取しております。すべての業者から内訳書をとっております。

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それは間違いありません。業者の中で、自分のところはそんな見積もりしていないというふうな業者はいないですね。全部きちっとした積算内訳書を提出していると、間違いありません。私が調査した後で、もしそういうことが出てきたら責任とってもらいますから、間違いありません。改めて確認しておきますけれども。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） 間違いございません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、間違いがないということを確認いたしましたので、これも旧穂積町時代に、私も再三見積書の添付の問題を今の松野市長に、当時町長でございますけれども、お願いをいたしまして、そういうことも必要かというふうなことで、見積書の添付を入札書と同時にさせようとするということで議論してきた経緯がございますので、先ほどの設計金額の問題とあわせて私が危惧しておりますのは、合併して以降、旧穂積町時代に進んできた情報

公開というものが後退をするというようなことがあってはならないという立場から、今質問をさせていただいた次第でございます。

以上で、簡単ですけれども、質問を終わりたいと思います。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺徹でございます。

2点にわたって質問をしたいと思います。

まず第1点は、この給食センターを建てるに当たって新聞報道をされて、それ以後に地元の方から建設反対という反対署名が出てきました。その内容は悪臭問題、水質汚濁の問題、交通状況の問題で懸念されるということであったかと思えます。今回この設計書を見て、そういう問題は解消されたということで、地元の方へは説明をし、納得されておるのかどうか、これを確認していきたいと思います。

2点目は、第1回の入札が不調に終わったわけですが、なぜ不調に終わったかという説明がないのです。設計に問題があったのかどうか、また歩切りが大きすぎて、歩切りし過ぎたのかどうか、そこら辺の不調に終わった原因は何か、どのように推察しておるか、市長の考えをお聞きしたいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 前段の地元対策のことについてお答えします。

十八条の方は、自治会の役員会の方で説明をさせていただきまして、納得していただきました。十九条の方は、特に何もありませんでしたが、ただ一部、十九条の自治会ではなくて、その下の、あるところでございますが、署名運動をされて、うちの方へ来ていただいて随分お話をしました。給食センターが水を汚す、悪臭を出すという決めつけみたいな話でしたので、その辺で随分説明をしましたが、三、四回話をしました。納得されたかどうかはちょっと疑問ですが、一応私どものスタンスとしてはお話は終わっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 説明会を行われて、論議をし、完全に納得されたかどうかは確証がないということで、また稼働し出してからいろいろ起こるかどうかは、その結果を見て問題が出てくるといえることが起きなければそれでいいし、起こった場合も出てくるといえることで理解をしていいのかどうか、確認されていますか。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 先ほど十九条の方の反対運動のことを言いましたが、方法論も実は

ありまして、本来、やっぱり自治会、あるいは区長さんを通じて上げてほしいということを申しました。私どもは万全を尽くしておりますが、将来そういうものが出てれば、区長さん、あるいは自治会長さんを通じて上げてほしいということを申し上げました。以上です。

議長（藤橋礼治君） 先ほどの小寺徹君の二つ目の質問は、関谷部長の方から答弁があったと思いますが、よろしゅうございますか。もしあれでしたらもう一度。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） それでは、市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 不調に終わったということは、端的なことを申し上げまして、指名業者の入れた数字より私のセットした数字が低かったということですから、何と言いますか、状況から見れば歩切りがきつかったというのが一つの答えだろうと思います。私もそれ以降、自分なりに全体を見ながら、なぜこうなっちゃったんだろうかということをチェックというか反省して、考えてみますと、三つぐらい要するに理由があったんではないかなと思っております。それは先ほどの西岡議員とのやりとりの中でも上がっております、積算ですね。積算のそれぞれの建築関係の設計事務所の持っている性格がありまして、甘い積算をするところと厳しい積算をするところと、それぞれ設計事務所によって違うんですね。そういう点で、要するに使ってまいりました設計事務所が比較的シビアな積算をしてきているなど、そこが結局十分に読み切れていなかったということが一つの理由にあると思います。

それから、マーケットの変化というものがここ半年ぐらいの間に急速に変わってきております。そのあたりを私が十分に結局認識していなかったということも一つの要素にあると思います。マーケットの変化の中で、まず一つは資材関係の市況がどう変わってきておるのかということではありますが、ここらあたりに来まして、非常に材料の市況が厳しくなってきております。堅調になってきております。物価版なんかをごらんいただきましてもわかりますように、一例で申し上げれば、鋼材なんかは上昇みということをはっきりと表現しています。そのあたりを十分に知っていなかったということが1点。

それからもう一つは、受注する側が建設業界の動向というものを結局つかみ切っていなかった。これは、やはり私どもには直接実感がないんですけども、全体の市況としては、やっぱり公共だと言われるようなことで、要するに民の受注というのは結構活発なんでございます。そういうことで、どちらかといいますと、非常に不況の時期には建設業界は公共の工事というものをどうしてもとりにいくという形になるんですけども、今では民の事業が結構ありますものですから、公共工事に対してそれほど魅力を感じなくなってきていると。その辺で業界の中での競争問題のあり方というものを十分に見ていなかったということ、そのようなところから、私なりに前にやってきました、最近じゃなしにここ数年のずっと工事の受注状況とか、あるいは落札状況とか、そういうものを見ながら予定価格をセットしてみたんですけども、そ

れが結局、今申し上げましたような点において、現在の時点における予定価格の設定としては非常に厳しかったということがこういう結果になったのではないだろうか、このように私自身としては自分の不勉強を反省しております。

議長（藤橋礼治君） はい、小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 第1回目の入札と第2回目の入札で、入札の最低価格を出したところを比較しますと、8,000万ぐらい安い価格で落札したということ、それは設計変更によって施設も省略するべきところできて、それが8,000万ぐらいと、その設計変更した額との関係については大体見合うのか、その辺のところはいろいろあると思うんですが、どう評価をされておるのかちょっとお聞きしたいと思うんですが。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） かなり設計変更で落としましたので、やはりそれがこういう形で出てきているんじゃないかなと、こんなふうに思っております。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 8番 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 8番 堀でございます。

確認のためにちょっと質問をさせていただきます。

今回のこの二つの事業の入札に関しまして、本当に不透明に感じられる。といいますのは、11月24日にやりました2件とも不調に終わるといような、不調に終わりながら、この中身がまた、業者がそろっておるといいますか、ここの辺がよくぞこんなふうになるもんだなということを私は思ったわけでございます。

その中で不調になりました。それが片方は給食センターの方が8,000万、そして保育所の方の関係が5,000万、いろいろ設計変更をされました。この設計変更につきましては、今も小寺議員の方からも質問がございましたが、このことにつきましては、水野部長の方から全協の方で説明がございました。本来でありますと、その時点の図面と後の図面がどのように入れ違ったかというのを見せていただくと一番いいわけではありますが、そこまではできておらんと思っておりますので、そこまでは求めませんが、いずれにしましても、いろいろ削減した、落とした、削った、配送車の車庫とかそういうものを削ったとか、屋外のトイレとか外構とか、それに伴う電気とかいろいろありました。結局こういうものは将来やらなくてはいけないと思うんですね。ですから、今回こういうふうでやっておいて、完成するまでに随契でこういうふうだったけど、追加でやられるのかどうか、そのことを確認しておきたいと思っております。はっきり申し上げて、8,000万と5,000万、こういうふうにしたけれども、これは設計変更したけど、もちろん車庫でありますから要ると思っておりますし、そういうものも結局、完成までに、随契で予算の方

もまたひとつお願いしたいということですか、そういうお考えかどうか、その点のことを確認しておきたいと思います。

そして、ここまできょうは議会に契約を認めてほしいというあれでございます。本来でございましたら、私はとても考えられんですが、設計金額、そして予定価格、そして落札があれですから、設計に対して何パーセントで、予定が何パーセントと、このくらいだと本当に公明正大で、だれが見てもわかる。私はそういうことはやったことがないもんですから、余りにも不透明で本当にちょっと不快感があるわけでございますけれども、それはやっぱりやり方もあるかと思いますが、本当にもっとわかりやすいあれだったらよかったなと思います。

いずれにしても、私の確認は、削られた、設計変更された、どの部分をというのは前は絵にも載っておると思いますが、それが消されてある。後ほどでもよろしゅうございますから、そういう事実がございましたら、見せていただきたい、そのことをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

ただ確認を、今後それを追加なり、随契でやられるのか、全くもうやられないのか、そのことだけは確認をしておきたい。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 設計変更して落とした部分について、その後どうするかというお尋ねかと思いますが、これにつきましては、私どもとしては完全に別途工事という考え方をとります。ですから、修正というような形での随契とか、あるいは契約金額の変更という形は一切とらない。端的なことを申し上げますと、これは別途工事として当然入札をしまいたします。

議長（藤橋礼治君） ほかに質問はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） はい、篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 休憩の動議です。休憩をよろしく願います。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により暫時休憩します。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時33分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。

私は、議案第1号瑞穂市給食センター建築工事請負契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

本日の議案は2件あり、もう1件は別府保育所の改築とバリアフリー工事ですが、2件にわたって共通する討論もございます。共通する部分については、第1号で述べたいと思います。

私の賛成しかねる理由は、執行部、松野幸信市長の名において提案される議案について、一言で言うならば説明責任がしっかりとされないという点です。ここに、瑞穂市第1次総合計画の厚い冊子がございます。2006年から2015年まで10年間の総合計画です。ここの一番大きな目標、テーマ、コンセプトは、市民参加・協働のまちづくり、市民と行政が一体となったまちづくりを目指しますと誇らかに高々とうたい上げた総合計画をつくりました。これに比べて、18億円もの金額に相当する事業として、余りに市民に対して、また市民の代表である議員、議会に対して説明不足だと思えます。具体的なことを申し上げますが、説明責任を果たすには、説明するには資料というものを添付して、これに基づいて説明しなければなりません。しかし、本議案に関してだけでも、要望があれば出します、質疑があれば答えますといった基本的な態度、またさらに、私が本臨時議会の出発点、スタートである12日の議会運営委員会で要求した資料、つまり11月24日の第1回目の入札結果表を要求したわけですが、これを明らかに、今までの質疑で明らかになったと思えますが、勘違いされて、出せる資料と出せない資料があります。情報公開請求されても出しませんというふうにずれがあったというお言葉でしたが、これに代表される説明責任を果たされない態度に納得できません。

現在では、どこの市も、いかにパブリックコメント、市民の声を聞くか、収集するかということ工夫しております。この瑞穂市第1次総合計画でも、市民参加協働のまちづくり、市民と行政が一体となったまちづくりを目指します。トップダウンではなくボトムアップでまちづくりをするということがうたわれています。この目標に比べて、余りに市民に開かれた市政ではない。市民の代表である議員への市政、具体的には議案の説明不足であると思えます。

給食センターに限っていいますと、そもそも堀越の土地について土地の購入がまずありきであったということを以前も関連議案で申し上げましたが、そこから始まり、今回も敷地ぎりぎりに建つことになるような、これは土地の面積について、既に人手に渡っているものも当初議案として出されたというミスもありました。

二つ目の議案の保育園についてもありますが、それはまたそのときで申し上げますが、以上、私は瑞穂市第1次総合計画で高らかに、誇らかにうたった市民参加・協働のまちづくり、市民と行政が一体となったまちづくりを目指すという姿勢で出された議案に関しての説明責任が、

余りにそのテーマ、うたい文句とかけ離れているということで、積極的には賛成しかねるとい
うのが結論でございます。

以上で私の反対討論を終わります。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

5番（小川勝範君） 今の議案について賛成討論を述べたいと思います。

熊谷議員も議員に出るときに、瑞穂市の子供たちのために一生懸命頑張ろうという立場で立
候補して当選したと思うんです。そのために、今この給食センターというのは、旧巢南・穂積
が一つになって給食センターをつくろうと、瑞穂市の子供たちに平等に食事を与えようという
建設でございます。なぜそこで熊谷君が反対するんですか。これは平等の立場で子供たちに
いいものを与えるというシステムでございますので、ぜひ各議員の方もこの案件について心を込
めて賛成していただきたいと思います。終わり。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 熊谷議員からは説明責任の問題から具体的に反対討論がありましたけ
れども、私は1点に絞って討論を行いたいと思います。

先ほどの質疑の中でも申し上げましたとおり、給食センター建設工事につきましては、11月
24日の第2回目の入札結果、それから12月6日の下位3社の見積もり結果、そして1月10日の
入札結果、これを比較検討してみますと、いわゆる談合の証拠であるというふうに市民オンブ
ズマンの中でも具体的に明らかにされておりまして、これも先ほどの陳述書の中で、平成9年
9月定例議会でも取り上げておるんですけれども、要するに一位不動の原則、つまり工事の入
札を何回やっても結局一番安い価格をつける業者は不動であり、その本命業者が必ず落札でき
る、そういう一位不動の原則というものが大体97.9%に上って、それがその分だけ談合が行わ
れたんじゃないかということを、全国市民オンブズマンの大会の中で明らかにされておるわけ
なんです。

ですから我々は、四日市の例えば下水道の汚職の問題、談合の問題を捜査当局が調べる中で、
そういう資料も含めてオンブズマンの中ではこういう認識が持たれておるというわけでありま
す。ですから、私もそういう事実を踏まえてこの給食センターの経緯を見たときに、まさしく
3回とも一位不動の原則が貫徹をされておるという事実を踏まえて、やはり談合の疑惑ありと
いうことを申し上げておるわけでありまして。私だけが特別個人的にそういう見方をしている
ということではありません。これは全国どこへ行っても、堂々と私はどこの場においても主張で

きる、あるいはしなければならぬ問題だと思ひます。

とりわけ住民の税金を公平に、住民の一人ひとりの生活の中に、とりわけ弱い人たちのために使っていく、そういう政治のあり方からして、具体的に談合という問題はいわゆる税金のむだ遣いであります。それを節約するというのが、まさに住民の切なる願ひであり、その願ひを代弁する議会、そして議員の使命であるというふうには思ひておひますので、私はそういう立場から、この談合の問題については今後とも研究を重ねていきたくたいというふうには思ひておひます。

簡単でありますけれども、そういう観点から、本議案につきましては反対の立場で討論をさせていただきました。

議長（藤橋礼治君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番 若園五朗です。

今回の議案の賛成討論をさせていただきます。

まず一つは、合併に伴う合併特例債によって、今回の給食センターの統合という位置づけの中で動いています。そうなれば、予算案から議決までについての反対者のお言葉の中に、いろんな細かいことについていろいろ指摘がございました。そうなれば、文教委員会の方で付託されたことについて、こういう問題点があるからこういうふうな内容で審査してくれとかというふうにして、もちろんきょうのこの議案についての反対討論はいいんですけれども、最終的には予算案の内容チェック、最終的には議案の議決のチェックはすべて議員に課せられた任務でございます。

この最終的なときにただ反対討論、反対討論ではなくて、やっぱりこういうのはこうなだからこうしてほしいというような、具体的に委員会付託する前とか、予算案が出されたときに、最終的に予算チェックをする、そういう入札制度について具体的にここはこうしてほしいという具体的な内容について審議していただければよかつたかなと思ひます。

また、今回の不調については、もし談合があれば、第1回目の入札で1回、2回、3回で落札したと思ひます。最終的には入札の額を決めるのは市長の権限の中で、落ちなかつたということは市民にとってはプラスなことであります。あくまでも適正価格の執行ができることについては、もし仮に談合があつたとなれば、第1回目の入札のときに落札してたと私は考えています。

そうした中で、市民の給食センターをつくるについての市民の役割とか議会の役割、いろいろ細かく言われます、やっぱり一個人の意見じゃなくて、市民は早く値打ちな給食センターの統合によって利便性が図れることを望んでおひます。最終的には、各委員の方が文教に来たときには、給食センターの食事をするこゝとなりますので、物事は何でも前向き

に、ただ反対討論、反対討論ではなくて、すべてみんなが助け合って生きるんですから、そこから辺をきちんと具体的に反対討論の中で述べる、あるいは執行部の中でしてほしいことを言う、議会の中は議会の中でうまくやっていくという方法について討論をお願いしたいと思います。今回のこの議案については賛成討論とさせていただきます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の者あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号瑞穂市給食センター建築工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第1号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第1号は可決をされました。

これより、議案第2号瑞穂市立別府保育所改築・市道3-3-138号線（バリアフリー）整備工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 先ほどの議案と同じ問題がございますので、重複する点については避けたいと思います。

大事な点を先ほど1点忘れておりましたので、御質問を申し上げたいと思います。

それは、市の公共工事をやる場合には、箱物をつくる場合には昭和工業の資材が納入されるという事実が、いわゆる情報公開によっても具体的事実として掌握いたしております。それで、私は政治倫理の立場からして、いわゆる市長の長男であられる方が社長をやっておられる、それにまして同居されておるといような状況の中にあっては、たまたま今は松野市長ということになりますけれども、いかなる市長であってもそれは拒否をすると。やはり市民の目というものを踏まえて、目というのは、やはり権力とそういう業者との癒着ですね。そこで利権をあさるといふような目がありますので、特にこの間、和歌山だとかいろいろ首長の問題がありました。そして県庁の問題もあります。とりわけそういう首長、議員、あるいは公務員に対する社会の目というものが非常に厳しいものがあります。ですから、そういう社会的な情勢を踏まえたときに、自分の長男が社長の会社の資材を下請業者等を通じながらでも納入するという行為は、きちんとけじめをつけるべきであるというふうに思っております。これはどなたが市長になっても、私が市長になっても同じ問題だというふうに思います。けじめの問題です。ですから、市長は今までの答弁では、別に業者の関係で、自助努力でやられておることであるから

問題はない、通常取引であるというふうに言われていますけれども、そういう認識自体が社会の常識とはずれておる。

例えば今度の二つの工事についても、今までの経緯からするならば、昭和工業を通じて資材が納入されるということがあるのではないかというふうに思わざるを得ないわけです。したがって、先回りをして申しわけございませんけれども、そういう行為については市長はきちんとけじめをつけて、遠慮をするべきであるというふうにさせていただきたい、ということで私のそういう見解に対して、市長の答弁を改めてお聞きしておきたいというふうに思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今の御質問の中で私の答弁まで入れていただきまして、私ども昭和工業としては、こういう工事に絡んで特別な商品を取り扱うということは一切しておりません。本業での自分のところの通常取引の範囲の中で、いろいろとお願いをしておるわけでございますので、私自身としては何ら問題になるところはないというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） やはり政治倫理の問題というのは、本当に先ほど申し上げたように大変重要な問題であるというふうに思います。

実際問題、前にも具体的事実を指摘しましたがけれども、くい打ち工事の中で、昭和工業が下請で、旭化成建材、そして大虎重機というふうに、丸投げ的なものの実例を挙げさせていただきましたけれども、昭和工業を通さなければ逆に安くなるということが……。

議長（藤橋礼治君） 西岡議員に申し上げます。

今の発言は議案に対する発言ではございませんので……。

19番（西岡一成君） 議案に対してですよ。議案に関連する発言を今第1回目にやったでしょう。それを議長は認めたでしょう。

議長（藤橋礼治君） 今の発言は議案に対するではございませんので……。

19番（西岡一成君） 議案に関連します。大いに関連します。議案というのは、いわゆる別府保育所をつくる建設工事です。その建設工費に絡んでどこを通じて資材を納入するかというのは関係ないなんてこと自体がどういう根拠をもって関係ないと言えるんですか。大いに関係あるじゃないですか。だから私は先ほど申し上げたんです。だから、そういう点からして、通したら高くつくか、安くつくか。それを遠慮したら、市長は市民のために努力をしたことになるんじゃないか、表現を変えれば、そう言っておるんです。そういう気はないんですか。もう一度だけお聞きをしておきます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今の件で、旭化成のピイルを私どもが取り扱って大虎重機に打たせたということが、何もしないでトンネルでやっているというふうに誤解を受けますので、私ははっきりと申し上げておきます。旭化成は代理店システムを使っておりまして、要するに代理店経由での取引です。昭和工業は旭化成の代理店としてのビジネスをやっておりますので、決してそれにひもをつけてとかそういう取引ではないということだけは明言しておきます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

今回の別府保育園の改築につきましては、設計をプロポーザル方式でやるということで、経過の報告の中でも8社から参加を受けてとったと。プロポーザルですから、設計業者の非常にいいアイデアを引き出すということでやられるということは、今までの経過の中で聞いております。今回の場合は、本巢縦貫道の西側と東側の保育園をどう活用するかということも含めてプロポーザルにかけたと思うわけでありまして。まず第1に、今回の設計書を見ますと西側に集中して新しい子育て支援と別府保育園を建てるという設計を採用したことの理由が、どう利便性があるかって非常に保育施設としていいかということについての、なぜそう判断したのかをお伺いしたいと思います。

さらに、今度新しく建つと東側が非常にあくわけですけれども、その利用計画をどう予定、計画されて見えるのか、その2点をお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 別府保育所の西側に集中建設ということで、どう判断されたかということですが、プロポーザルで行いまして、全部の設計会社が西側に建設をされるという提案をしておりました。そこら辺から考えてみますと、私どももなぜ西側を選んだかと聞いておりますと、質問の中にありましたけれども、別府地区は非常に多いように見えますけれども、別府保育所の現在の利用者でございますが、7割が別府地区じゃなくて縦貫道西の方が使われているということでございます。只越・別府地区で3割方が別府の保育園を利用されているということで、それは別にいいんじゃないかなという感じをいたしております。

そしてもう1点大きなものが、例えば東側を改築しますと、西側にプレハブといいますか、仮の園舎を建てなければならないという事態が発生すると思うんです。その場合、見積もりをとりますと大体9,500万からもう少し、ひよっとすると1億ぐらいいくんじゃないかなという感じがするわけでございます。それだけの投資をあそこでするんだったら、まだ園舎にかけた方がいいんじゃないかなという考えもあるんじゃないかと考えておるわけでございます。そういうようなところから、業者が判断してきたと思います。そして、そこら辺のところ、私ども

も今のデザインボックスということになったわけでございます。

2点目の東側の利用計画でございますけれども、こちらにつきましては、現在2階建ての鉄筋の建物がございまして、後から、56年ごろに建てたと思っておりますけれども、あそこの建物は残していきたいと考えております。まだ新しゅうございまして、あれも残しておいて、利用できれば大いに利用して、皆さんの活躍の場としていきたいと考えておる次第でございます。

そして、あとは駐車場が要りますので、やはり送り迎え等もやりますので駐車場が要ります。駐車場と、それから大きい広場、運動場といいますか、そんなものを整備していきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 西側へ集中させたということは、図面見ますと、保育園の中の西側の園庭が非常に狭いということが私は言えると思うんですね。そういう点で、その辺はどう解消していくのか。また、保育園の運動会なんかだとできんですわね。運動会をやる場合なんかだと、東側のその広場みたいなところを整備してそこで運動会をやるというようなことを思ってみえるのか。また、西へ行くと、川を渡って幼稚園の運動場を使うとかということになるんかなという気がするんですけども、その点で、まず狭いということはどう思ってみえるか。さらに、そういう運動会とか大きな行事をやるときにはどういうふうにやられるのか、どう考えられているのかお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 大きくそういう運動会をやったり、園全体が外で遊ぶというときには、あそこの中庭ではちょっと狭いかと思います。

それで、運動会等につきましては、やはり西側と東側一帯を別府保育所というような考えで私どもは進めております。ですから、東のところに運動場といいますか、広いグラウンドをつくりますので、そこで運動会ができるかと思っております。そして、通常の保育につきましては、広い運動場も使えるわけでございますけれども、中庭が1,100平米ほどあったと思っておりますけれども、同じ3歳なら3歳全部、4歳なら4歳全部出ても十分運動といいますか、ある程度の遊びができると考えております。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 簡単に反対討論をいたします。

先ほどの議案との関連で、まず設計金額自体が非公開であると。これは全く業者自身が行政側とほとんど変わらない設計金額をはじき出すという穂積町長時代の現松野市長の答弁からも明らかかなように、非公開にする合理的根拠は全くないというふうに思います。

予定価格につきましても、これは非公開であります。仮契約をして本契約に至るまでにそれがだめになったというケースもないというのであれば、公開をすべきであると。先ほど我が改革の堀議員は、自分はそういうふうなことをした経験はないと。ということは、裏を返せば予定価格、設計金額をしっかりと公開してきたというふうな立場であったかと思えますけれども、いずれにいたしましても非公開の理由はないということです。

先ほどの一位不動の原則という観点から考えて、談合疑惑の問題があります。そして先ほど申し上げましたとおり、市長は答弁の中で、昭和工業は旭化成の代理店であるというふうなことを言われましたけれども、代理店であるかどうか、そんなことは関係ないんです。問題は自分の長男が社長の会社、とりわけ世間では松野市長が実質的なオーナーではないのかという見方が強い中で、昭和工業を通じて資材を納入するということが問題なんです。そこをきちんと断ち切るということを行っているんです。それを断ち切らないということ自体が、やっぱり住民福祉の向上のために働く市長が、住民の税金のむだ遣いの方で働くというふうなことでは本末転倒、逆さまではないかというふうに私は思いますので、本議案については、かかる観点から反対ということをお知らせしておきたいと思えます。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 4番 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 議席番号4番、翔の会、浅野でございます。

本議案に対して賛成の討論をさせていただきます。

この改築事業計画概要というところを見ますと、私が常日ごろ言っていなかった子育て支援なんて、私が全然考えていなかったことまでこの中に盛り込んでいただきまして、建てただけということでもありますので、非常に感謝しております。

それと、行政が非常に苦労されたなあというところが見受けられる。11月24日の入札のときに全部で15社指名があって、そのうちの8社が辞退しているということで、それも大きい建設会社さんばかりが辞退ということで、15社中8社が辞退をされたということは、非常に安い価格で一つのものを建てようという行政の努力のあらわれが、第1回目の入札のときに厳し過ぎて辞退しちゃったんじゃないかというふうに思いまして、それからその次に、1月10日にや

られているときには、やはり15社中、今度は辞退した方は全然なしということで、これだけ行政が設計変更をされたりいろいろとされたということで、本原案に対して私は賛成とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。

私は、議案第2号瑞穂市立別府保育所改築・市道3-3-138号線（バリアフリー）整備工事請負契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

第1の大きい理由は、議案第1号で申し上げましたとおり、市民並びに市民の代表である議員、議会に対して説明責任が手薄であるという理由と、トップダウンでなく、ボトムアップであるべき、つまり市民と行政が一体となったまちづくりであるべきなのに、経過を見ますとそのような姿勢が見られないということ、この2点で反対ということは議案第1号で申し上げました。

次に、別府保育所について反対理由を申し上げます。

西側に建てることの是非を討議されてきました。もう既に西側に建てることは決まったわけですが、小さな子たち、特に別府保育所に子供を通わせているお母さん方と行政は話し合ったと聞いております。その場で、母親たちから、駐車場が東側だそうですが、東側に車をとめて、長いバリアフリーの道を下の子を抱き、上の子の手を引き、昼寝のときに使う布団などを抱えて、長いバリアフリーの道を歩くのはとても大変だという声があったと聞いておりますが、行政はもう既に決まったことであるからという答えだったという不満が出ております。

以上が西側に建てることの是非についてですが、園庭の広さについて申し上げますと、今までであった東側の旧別府保育園に比べ、今度新しくできます西側の別府保育所の園庭の方が、自分で資料で調べますと狭くなっております。より狭くなったわけですが、その上、この狭い庭が二つに区切られています。微妙にほぼ二等分ですべてしております。先ほど運動会などは東側の広いところでやるから大丈夫ではないかという御答弁がありましたが、運動会というのは御承知のとおり、初めから終わりまでほぼ団体行動です。周りの子供たちは動かないわけですね、真ん中の子たちだけが競技をするわけです。それに比べて通常保育というのは、現在は自由保育になっておりますので、ほとんど原則放し飼いなんです。別府保育所は瑞穂市内で一番園児数の多いところですが、ここに狭い園庭、しかも二等分された園庭に、二等分されているということはより狭くなるということと、先生方の目が行き届きにくいということです。こうやって見て、一つで見えないわけです、死角の部分が出てきますから。一番大事である通常保育に際して、しかも自由保育ですから、非常に子供たちにとって狭い、そして監督者である先生たち

にとっても監督しにくいという状況が十分に想定される設計になっております。

また、子育て支援拠点センター、議案は予算も含めて、きょうは瑞穂市立別府保育所改築になっておりますが、子育て支援拠点センターとなったり、行ったり来たりするのが大変不思議だと思っておりますが、子育て支援拠点センターというのはこの中のごく一部で、またサークル活動には貸さないとなっておりますので、拠点センターと言えるかも疑問です。

以上二つ目として、別府保育所に関してだけ危惧される点を申し上げました。

三つ目に、先ほど第1号で私が反対討論をしました後、賛成討論を打たれました2人の議員から、1人目は、なぜ熊谷は反対するのかという疑問が出されました。私は子育て支援をするために出てきたのに、なぜ反対するのかと言われました。もう一つは、具体的にこうしてほしいと反対ならば言うべきだというのが若園議員から出されましたが、私は説明責任を果たすべきだということはずっと言ってまいりました。

そもそも討論というのは、議案に対して賛成か反対かをするものではないでしょうか。その原則を考えてみますと、反対討論を打つ人は、議案のここ、ここ、この部分ということをきちんと限定して反対しております。それに比べて、すべてではございませんが、賛成討論をなさる方の多くは、反対討論を打った人に反対しております。反対の反対で賛成になっているわけです。これが討論の仕方でしょうか。大変疑問に思います。

まとめて申し上げますが、差別用語になるものは一切使わずに申し上げますが、文書の内容を吟味せずに承認の判を押すこと、もう一つはいろいろな事情を知らされない状態、このような二つの状態で承認をしてもいいものでしょうか。最初に申し上げた文書の内容を吟味せずに承認の判を押すことがあってはいけない、つまり、文書というのは資料になります。資料を吟味しなければならないわけです。

反対討論をした人は全面的に反対のための反対だという声がありますが、そうでしょうか。この部分について反対ということ、少なくとも私はきちんと申し上げております。全面的に反対する。反対のための反対ということは一回も討論しておりません。その上、積極的に賛成しかねるという言葉も添えております。基本的には、私は子育て支援が完璧ではなくても前進することには賛成でございます。しかし、何でも反対ということではなく、資料の文書の内容を吟味して、賛成か反対か、この部分は賛成、この部分は反対ということをお願いしているはずで、何でも反対すればいいというものではないように、何でも賛成すればいいというものでもないと思います。

最後に、瑞穂市は御存じのように岐阜県一若いちです。今回の2議案、給食センターと子育て支援拠点センター・別府保育所の改築は、いずれも子供たちのための議案です。私はこの議案、基本的には少しでも子供たちの環境、状況が前進することには賛成でございますが、この部分で積極的に賛成しかねるかをきちんと申し上げたつもりでございます。岐阜県一若い

まちの行政執行、市長としてももう少し丁寧に、そして市民、特に子育て中のお母さん方と一緒に、子育て支援の政策をぜひつくっていただきたい。それが消極的に感じられるという理由で、反対の理由といたします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 16番 棚瀬悦宏でございます。声が出るかちょっと心配されている方が見えますが、よく出るように頑張ります。

熊谷議員の反対討論に対しまして、賛成の討論をさせていただきます。

ただ一つ気になることがありました。この議案について、議案を審議して、採決する立場にある議員が、これだけは賛成、これだけの部分は反対と、そんな細かな議案の審議では議決ができませんので、賛成は賛成、反対は反対、こういう観点をひとつ勉強していただかないと、議会は成り立たないと。議決が最高の機関でございますので、そこで今まで勉強されたことを集約して、調査・研究して、この議決に臨んでいただくのが議員でありますから、よくよく勉強してひとつよろしくお願ひしたいと思います。そこに達するまで徹夜してでも頑張っていたきたいと、このように思います。

この別府保育所の改築、バリアフリー化については、子育て支援センターということで、幼児等、また入られる方も、今の別府地区では高齢化しまして、駅付近の別府の方は少なくなってきたということで、やはり縦貫道から西の方が7割占めてくるような状態になってきたということをお先ほど言われたとおりなんです。やっぱり多いところに建てていくというのが基本ではなからうかと思っておりますので、それはいいと思っております。

また、駅周辺におきましても非常に込み合ってきておりますので、本当はあの跡を、私は近くでございますので公園化してもらいたいなど、公園がないからと思うぐらいなところで、もう少し西に行っていただいても結構かと、こう思うぐらいの考え方をしておる一人であります。ただ、近くに住んでいますから、特に肅々と思っておるので、やはり近くにおる者の意見というのは、皆さんともいろんな意見を交わしておりますので、いいことだということになってきます。これが市民の声ということです。市民の声が何かと言われるので、市民の声というのは、身近に皆さん方と話をし、そしてうちの各町内を回りましていろんな話をしておる。非常に身にしみていることを私は議会で反映させるとというのが、ボトムアップとか難しいことを言われるんですけれども、私は議会の一般質問で一番初めに申し上げたと思っておりますが、市民の協働とはどういうことだとか、そういうようなことで、パブリックコメントについても議会で説いたと思っております。よくよく一番身にしみている一人でございますので、ひとつ熊谷さん、よく議会人としてもっともっと勉強してもらおうように、私は励ましていきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いして、賛成の弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の者あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号瑞穂市立別府保育所改築・市道3-3-138号線（バリアフリー）整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第2号は可決をされました。

これで本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長（藤橋礼治君） 会議を閉じます。

平成19年第1回瑞穂市議会臨時会を閉会します。御苦労さまでございました。

閉会 午後4時26分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年1月17日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 熊谷 祐子

議員 堀 孝正